

大阪市介護保険条例の一部を改正する条例案

大阪市介護保険条例（平成12年大阪市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第8条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>53,421円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>72,846円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>72,846円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>82,559円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>97,128円</u></p> <p>(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 <u>106,841円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第8条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>52,319円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>61,831円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>71,343円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>80,856円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>95,124円</u></p> <p>(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 <u>104,637円</u></p>

(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者
121,410円

(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者
145,692円

(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者
のうち次のいずれかに該当するもの
155,405円

ア 保険料の賦課期日の属する年の前年
の合計所得金額（令第38条第1項第6
号イ（令附則第23条第1項（同条第2
項又は第3項の規定により読み替えて
適用する場合を含む。）の規定により読
み替えて適用する場合を含む。）に規定
する合計所得金額をいう。以下この項
において同じ。）が4,000,000円未満で
ある者であり、かつ、前各号のいずれ
にも該当しないもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法
律第144号）第6条第2項に規定する要
保護者をいう。以下同じ。）であつて、
その者が課される保険料額についてこ
の号の区分による額を適用されたなら
ば保護を必要としない状態となるもの
（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る
部分を除く。以下この項において同
じ。）又は次号イ、第11号イ、第12号イ
若しくは第13号イに該当する者を除
く。）

(10) 令第39条第1項第9号に掲げる者
のうち次のいずれかに該当するもの
169,974円

(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者
118,905円

(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者
142,686円

(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者
166,467円

[新設]

ア 保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が5,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ又は次号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）

(11) 令第39条第1項第9号に掲げる者のうち次のいずれかに該当するもの
174,831円

[新設]

ア 保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が6,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ又は次号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）

(12) 令第39条第1項第9号に掲げる者のうち次のいずれかに該当するもの
184,544円

[新設]

ア 保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が7,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課され

る保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。）

(13) 令第39条第1項第9号に掲げる者のうち次のいずれかに該当するもの

194,256円

ア 前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。）

(14) 令第39条第1項第10号に掲げる者
223,395円

2 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率に係る令第39条第1項第6号イの市町村が定める額は、1,250,001円とする。

3 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率に係る令第39条第1項第7号イの市町村が定める額は、2,000,000円とする。

4 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率に係る令第39条第1項第8号イの市町村が定める額は、3,000,000円とする。

5 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率に係る令第39条第1項第9号イの市町村が定める額は、10,000,000

[新設]

(10) 令第39条第1項第10号に掲げる者
190,248円

2 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率に係る令第39条第1項第6号イの市町村が定める額は、1,250,001円とする。

3 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率に係る令第39条第1項第7号イの市町村が定める額は、2,000,000円とする。

4 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率に係る令第39条第1項第8号イの市町村が定める額は、4,000,000円とする。

5 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率に係る令第39条第1項第9号イの市町村が定める額は、7,000,000円

円とする。

6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、33,995円とする。

7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、前項中「33,995円」とあるのは「48,564円」と読み替えるものとする。

8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、第6項中「33,995円」とあるのは「67,990円」と読み替えるものとする。
(市町村民税の課税非課税の別等が確定しない場合の保険料の額の算定)

第10条 保険料の額の算定の基礎に用いる第1号被保険者に係る地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。）の課税非課税の別又は同法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第

とする。

6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、33,294円とする。

7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「33,294円」とあるのは「47,562円」と読み替えるものとする。

8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「33,294円」とあるのは「66,587円」と読み替えるものとする。
(市町村民税の課税非課税の別等が確定しない場合の保険料の額の算定)

第10条 保険料の額の算定の基礎に用いる第1号被保険者に係る地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。）の課税非課税の別又は同法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第

1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下「合計所得金額」という。)が確定しないため、当該第1号被保険者に係る当該年度分の保険料を確定することができない場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、当該年度分の保険料が確定する日までの間は、当該第1号被保険者に係る当該年度の前年度の賦課期日（当該賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該資格を取得した日）における当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員についての当該年度の前年度分の市町村民税の課税非課税の別、当該年度の前年度の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額若しくは所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に掲げる金額又は当該年度の前年度の賦課期日の属する年の前年中の同号に規定する公的年金等の収入金額（以下「公的年金等の収入金額」という。）を当該年度分の市町村民税の課税非課税の別、当該年度の前年度の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額若しくは同号に掲げる金額又は当該年度の前年度の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額とみなして令第39条第1項各号の規定を適用した場合における第1号被保険者の区分に応じ定める額により算定した額とする。

1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下「合計所得金額」という。)が確定しないため、当該第1号被保険者に係る当該年度分の保険料を確定することができない場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、当該年度分の保険料が確定する日までの間は、当該第1号被保険者に係る当該年度の前年度の賦課期日（当該賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該資格を取得した日）における当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員についての当該年度の前年度分の市町村民税の課税非課税の別、当該年度の前年度の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額若しくは所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に掲げる金額又は当該年度の前年度の賦課期日の属する年の前年中の同号に規定する公的年金等の収入金額（以下「公的年金等の収入金額」という。）を当該年度分の市町村民税の課税非課税の別、当該年度の前年度の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額若しくは同号に掲げる金額又は当該年度の前年度の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額とみなして令第39条第1項各号の規定を適用した場合における第1号被保険者の区分に応じ定める額により算定した額とする。

[2 略]

[2 同左]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市介護保険条例の規定は、令和3年度分以後の保険料について適用し、令和2年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

令和3年2月25日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

保険料率を改定するとともに、市町村民税の課税非課税の別等が確定しない場合の保険料の額の算定方法を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。